

4 山形県公朝

平成29年8月1日(火) 第2866号

毎週火・金曜日発行

目	次
\vdash	レヽ

告示	
○指定居宅サービス事業者の指定(村山総合支庁地域健康福祉講	ŧ) ···797
○指定居宅介護支援事業者の指定(同)798
○指定介護予防サービス事業者の指定(同) … 同
○指定居宅介護支援事業者の指定(置賜総合支庁地域保健福祉課	!) … 同
○精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の規定による精神科病院の認定(障がい福祉講	!) … 同
○精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第33条の7第2項後段の規定による措置を	
採ることができる応急入院指定病院の指定(同)799
○地域登録検査機関の登録事項の変更の届出・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	!) … 同
○土地改良事業の計画変更の適当の決定(庄内総合支庁農村計画講	!)804
○道路の区域の変更(村山総合支庁建設総務課	!) … 同
○同)805
○一般国道の供用の開始・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・) … 同
○道路の区域の変更(最上総合支庁建設総務課	!) … 同
○県道の供用の開始(同)806
公	
○特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請(村山総合支庁総務課	
○同(置賜総合支庁総務課	
○一般競争入札の公告	
○平成29年度採石業務管理者試験の実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
○農用地利用配分計画の認可の申請(農村計画課	
○一般競争入札の公告(警 察 本 部	⑸ … 同
○特定調達契約に係る落札者の公告(同) …811
山形県告示第544号	
介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項の規定により、指定居宅サービス事業者を次のとお	り指定し
た。	
平成29年8月1日	
	7.

	山形県知事	吉	村	美栄	子
指定居宅サービス事業者の		,,,	NO STATE		<u> </u>

指定居宅サービス事業者の 名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	指定年月日
医療法人社団博誠会	短期入所療養介護 原田医院 上山市石崎二丁目1番8号	短期入所療養介護	平成29. 6.23

	訪問看護リハビリステーション敬寿園						
社会福祉法人敬寿会	山形市南原町三丁目16番1号 佐藤ビル	訪	問	看	護	同	6. 27
	102						

山形県告示第545号

介護保険法(平成9年法律第123号)第46条第1項の規定により、指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定した。

平成29年8月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定居宅介護支援事業者の 名称	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	指定年月日
合同会社にじいろ	にじいろケアマネ事務所 山形市五十鈴一丁目2番10-8号	居宅介護支援	平成29. 6.20

山形県告示第546号

介護保険法(平成9年法律第123号)第53条第1項の規定により、指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定した。

平成29年8月1日

山形県知事 吉 村 美栄子

指定介護予防サービス事業者	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	指定年月日
の名称又は氏名	短期入所療養介護 原田医院	介護予防短期入所	
医療法人社団博誠会		療養介護	平成29. 6.23
	訪問看護リハビリステーション敬寿園	77. 27.112	
社会福祉法人敬寿会	山形市南原町三丁目16番1号 佐藤ビル	介護予防訪問看護	同 6.27
	102		

山形県告示第547号

介護保険法(平成9年法律第123号)第46条第1項の規定により、指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定した。

平成29年8月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定居宅介護支援事業者の 名称	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	指定年月日
株式会社オフィス山形	オフィス山形居宅介護支援事業所 東置賜郡高畠町大字山崎209番地の 5	居宅介護支援	平成29. 7.26

山形県告示第548号

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第21条第4項及び第33条第4項の規定により、任意入院者等の診察を特定医師に行わせることができる精神科病院を次のとおり認定した。

平成29年8月1日

	3	名					称		所	在	地	指定	期	間
*	(沢	۲	۲	ろ	の	病	院	米沢市アルカ	ディア一丁目80	8番32	平成29年7 平成32年3		

山形県告示第549号

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第33条の7第1項の規定により、同条第2 項後段の規定による措置を採ることができる応急入院指定病院を次のとおり指定した。

平成29年8月1日

山形県知事 吉 村 美栄子

	名				称		所	在	地	指	定期	間
米	沢	۲	 ろ	の	病	院	米沢市アルカ	ディアー丁目80	8番32			25日から
										平成32	年3月3	31日まで

山形県告示第550号

農産物検査法(昭和26年法律第144号)第17条第7項の規定により、地域登録検査機関から次のとおり変更した 旨の届出があった。

平成29年8月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 (1) 届出をした地域登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地 新庄もがみ農業協同組合

代表理事組合長 安食 賢一 最上郡舟形町舟形273-1

(2) 届出の内容

農産物検査員の氏名、住	所及び農産物検査を	行う農産物の種類	į	変更年月日
変更前	変更	[後	備考	多 医 一 月 日
五十嵐 佳			国内産農産	平成29年7月7日
新庄市大字泉田字村東137-2	同	左	物に限る。	(中島紀人に係る
もみ、玄米、小麦、大豆、そば				ものについては平
二ノ宮 渉	二ノ宮 渉			成29年7月19日)
新庄市桧町23-1小桧室団地128号	新庄市十日町2559-	-19		
もみ、玄米、小麦、大豆、そば	もみ、玄米、小麦、	大豆、そば		
早坂 貴				
最上郡大蔵村大字清水1536-17	同	左		
もみ、玄米、小麦、大豆、そば				
菅 徹				
最上郡最上町大字法田819	同	左		
もみ、玄米、小麦、大豆、そば				
阿部 邦博				
最上郡最上町大字向町830	同	左		
もみ、玄米、小麦、大豆、そば				
中嶋 宏真				
最上郡最上町大字若宮154	同	左		
もみ、玄米、小麦、大豆、そば				

	T	
星川健	_	
新庄市下金沢町16-12	同	左
もみ、玄米、小麦、大豆、そば		
二戸 広平		
最上郡舟形町長者原846-8	同	左
もみ、玄米、小麦、大豆、そば		
沼澤 圭治		
最上郡舟形町舟形150	同	左
もみ、玄米、小麦、大豆、そば		
渡辺 雄一		
最上郡舟形町舟形3462-1	同	左
玄米、小麦、大豆、そば		
井上 政良		
最上郡最上町大字若宮832	同	左
玄米、大豆、そば		
山田 寿広		
最上郡最上町富沢573	同	左
もみ、玄米、大豆、そば	lei)	1 .
小嶋広弥		
新庄市大字泉田字往還東560-1		+-
	同	左
もみ、玄米、大豆、そば		
山本 周平		1.
新庄市大字萩野3318-17	同	左
もみ、玄米、大豆、そば		
柿崎拓		
最上郡金山町大字金山164	同	左
もみ、玄米、大豆、そば		
髙橋 徳彦		
最上郡舟形町長沢1891	同	左
もみ、玄米、大豆、そば		
門脇透		
最上郡舟形町堀内1460-3	同	左
もみ、玄米、大豆、そば		
片桐 達也		
最上郡最上町大字富沢1812-2	同	左
もみ、玄米、大豆、そば		
笠原 孝志		
最上郡最上町大字富沢2091	同	左
もみ、玄米、大豆、そば	1.4	
高橋 浩太		
最上郡舟形町舟形1684-3	同	左
もみ、玄米、大豆、そば	 -1	<u> </u>
では、公本、人豆、ては 沼澤 大典	+	
		左
最上郡舟形町舟形1373	同	工
もみ、玄米、大豆、そば		
坂井 義宏		-
最上郡最上町大字向町432-1	同	左
もみ、玄米、大豆、そば		

		1	ı
大塚 雅俊			
最上郡最上町大字本城218	同 左		
玄米、大豆、そば			
大場 駿平			
最上郡最上町大字志茂1074	同 左		
玄米、大豆、そば			
	中島 紀人		
	最上郡最上町大字若宮944-4		
	もみ、玄米、大豆、そば		

- 2 (1) 届出をした地域登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地 山形おきたま農業協同組合 代表理事組合長 木村 敏和 東置賜郡川西町大字上小松978-1
 - (2) 届出の内容

農産物検査員の氏名、住	変更年月日		
変更前	変更後	備考	友 文 千 万 日
加藤 文一		国内産農産	平成29年7月19日
東置賜郡川西町大字上小松2722	同 左	物に限る。	
もみ、玄米、小麦、大豆、そば			
坂野 弘幸			
米沢市六郷町長橋337	同 左		
もみ、玄米、小麦、大豆、そば			
佐藤 智浩			
西置賜郡飯豊町大字黒沢207-1	同 左		
もみ、玄米、小麦、大豆、そば			
平林 章			
南陽市大橋2257	同 左		
もみ、玄米、小麦、大豆、そば			
青木 豊志			
長井市花作町1-10-11	同 左		
もみ、玄米、小麦、大豆、そば			
島津 慎吾			
東置賜郡高畠町大字二井宿1984	同 左		
もみ、玄米、小麦、大豆、そば			
寒河江 喜久夫			
東置賜郡川西町大字高山3978	同 左		
もみ、玄米、小麦、大豆、そば			
宍戸 利一			
東置賜郡川西町大字時田54	同 左		
もみ、玄米、小麦、大豆、そば			
田苗 政一郎			
西置賜郡白鷹町大字横田尻2018	同左		
もみ、玄米、小麦、大豆、そば			
嶋貫 正昭			
西置賜郡飯豊町大字萩生48	同左		
もみ、玄米、小麦、大豆、そば			

大		
遠藤隆則		
米沢市大字木和田503	同	左
もみ、玄米、小麦、大豆、そば		
竹田 栄司		
長井市日の出町8-43	同	左
もみ、玄米、小麦、大豆、そば		
佐藤 幸夫		
東置賜郡川西町大字莅321	同	左
もみ、玄米、小麦、大豆、そば		
金子 寛和		
東置賜郡川西町大字東大塚1900	同	左
もみ、玄米、小麦、大豆、そば		
伊藤 繁明		
 米沢市大字口田沢1223	同	左
もみ、玄米、小麦、大豆、そば		
森谷 嘉嗣		
	同	左
もみ、玄米、小麦、大豆、そば	1,3	
片山 政明		
// 山	同	左
もみ、玄米、小麦、大豆、そば	l+1	71.
渡辺 腎一		
	同	左
東置賜郡高畠町大字露藤1709-1	[F]	左
もみ、玄米、小麦、大豆、そば		
登坂 幸治		-
東置賜郡川西町大字上奥田3821	同	左
もみ、玄米、小麦、大豆、そば		
梅津 芳晴		
長井市寺泉1118	同	左
もみ、玄米、小麦、大豆、そば		
小林 周一		
西置賜郡白鷹町大字横田尻5327	同	左
もみ、玄米、小麦、大豆、そば		
佐々木 勝幸		
東置賜郡川西町大字上奥田2462-1	同	左
もみ、玄米、小麦、大豆、そば		
髙橋 政勝		
米沢市笹野本町6828	同	左
もみ、玄米、小麦、大豆、そば		
菅原 利浩		
西置賜郡白鷹町大字畔藤5579	同	左
もみ、玄米、小麦、大豆、そば		
渡部富雄		
西置賜郡飯豊町大字白川288-1	同	左
もみ、玄米、小麦、大豆、そば	le1	~
高橋幸起		
		左
長井市九野本2675	同	工
もみ、玄米、小麦、大豆、そば		

白根澤 繁巳		
南陽市中落合661	同	左
玄米、小麦、大豆、そば		
佐々木 泰司		
長井市五十川1989	同	左
玄米、小麦、大豆、そば		
菅野 修		
長井市川原沢972	同	左
玄米、小麦、大豆、そば		
大河原 文幸		
長井市勧進代236	同	左
玄米、小麦、大豆、そば	1. 4	
大沼宏		
	同	左.
玄米、小麦、大豆、そば	l+1	7.
藤倉・弘樹		
膝眉 54個 東置賜郡高畠町大字根岸453	同	左
	l±1	左
玄米、小麦、大豆、そば		
近野信浩		4.
東置賜郡川西町大字西大塚4194-1	同	左
もみ、玄米、小麦、大豆、そば		
金子浩子	_	
長井市勧進代1731	同	左
もみ、玄米、小麦、大豆、そば		
桑原 健太朗		
東置賜郡高畠町大字上平柳2090-11	同	左
もみ、玄米、大豆、そば		
本間 忠司		
米沢市窪田町窪田97	同	左
もみ、玄米、小麦、大豆、そば		
坂野 友一		
米沢市六郷町長橋298	同	左
もみ、玄米、小麦、大豆、そば		
小関 正浩		
長井市九野本827	同	左
もみ、玄米、小麦、大豆、そば		
高橋勝		
東置賜郡高畠町大字亀岡3641	同	左
もみ、玄米、小麦、大豆、そば	1: 4	_
大沼雄大		
	同	左
中陽川が傷1297 1 もみ、玄米、小麦、大豆、そば	l+1	<u> </u>
もみ、五木、小友、八豆、ては 手塚 智代		
南陽市羽付691	同	左
	IFJ	江
もみ、玄米、小麦、大豆、そば		
栗田 俊明		<i>→</i>
西置賜郡小国町大字尻無沢358	同	左
もみ、玄米、小麦、大豆、そば		

齋藤 達也				
西置賜郡小国町大字北77-11	Ī	司	左	
もみ、玄米、小麦、大豆、そば				
長谷川 仁				
米沢市大字川井3847	Ī	司	左	
もみ、玄米、小麦、大豆、そば				
辻 浩明				
南陽市宮内2408-11	F	司	左	
もみ、玄米、小麦、大豆、そば				
長谷部 克弘				
西置賜郡白鷹町大字高玉1775-4	F	司	左	
もみ、玄米、小麦、大豆、そば				
川﨑 達郎				
長井市歌丸1594	Ī	司	左	
もみ、玄米、小麦、大豆、そば				
	新野 克行			
	東置賜郡川西町	丁大=	字高豆蒄663	
	もみ、玄米、ハ	小麦、	大豆、そば	
	平 圭一郎			
	東置賜郡高畠町	丁大气	字山崎115-14	
	もみ、玄米、ハ	小麦、	大豆、そば	
	富樫 啓貴			
	東置賜郡川西町	• / · ·		
	もみ、玄米、/	小麦、	大豆、そば	

山形県告示第551号

月光川土地改良区から土地改良法(昭和24年法律第195号)第48条第1項の規定により申請のあった土地改良事業計画の変更について、同条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により平成29年7月25日その申請を適当と決定したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成29年8月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 縦覧に供する書類の名称
 - 土地改良事業 (維持管理事業) 変更計画書の写し
- 2 縦覧に供する場所

遊佐町役場

- 3 縦覧に供する期間
 - 平成29年8月2日から同月30日まで
- 4 その他

この告示に係る決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ることができる。

山形県告示第552号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において平成29年8月1日から同月15日まで縦覧に供する。 平成29年8月1日

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 286号
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

X	間	旧新の別	敷地の幅員	延	麦
山形市大字新山字常楽672番3から 同 北久保138番7まで	C	旧	20.0 メートル く 8.5	773	ートル
同	上	新	27.6 メートル く 13.6	同上	:

山形県告示第553号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において平成29年8月1日から同月15日まで縦覧に供する。 平成29年8月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 山形山寺線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区	間	旧新の別	敷地の幅員	延長
山形市大野目三丁目14番から 同 四丁目83番1まで		旧	35. 0 メートル く 7. 8	メートル 72
同	上	新	30.0 メートル ? 7.8	同上

山形県告示第554号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、一般国道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において平成29年8月1日から同月15日まで縦覧に供する。 平成29年8月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路 線 名 286号
- 2 供用開始の区間 山形市大字新山字常楽672番3から

同 北久保138番7まで

3 供用開始の期日 平成29年8月1日

山形県告示第555号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建設総務課において平成29年8月1日から同月15日まで縦覧に供する。 平成29年8月1日

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 戸沢大蔵線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区	間	旧新の別	敷地の幅員	延	長
最上郡戸沢村大字古口字坂敷3764番2から 同 まで		旧	45.6 メートル く 17.3	66	メートル
同	上	新	56.3 メートル く 28.9	同	Ŀ

山形県告示第556号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建設総務課において平成29年8月1日から同月15日まで縦覧に供する。 平成29年8月1日

山形県知事 吉 村 美栄子

1 路 線 名 戸沢大蔵線

2 供用開始の区間 最上郡戸沢村大字古口字坂敷3764番2から

司まで

3 供用開始の期日 平成29年8月1日

公 告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証について申請があった。

平成29年8月1日

山形県知事 吉 村 美栄子

1 申請のあった年月日

平成29年7月18日

- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された 目的
 - (1) 名 称

特定非営利活動法人クリエイトひがしね

(2) 代表者の氏名

菊地 和博

(3) 主たる事務所の所在地

東根市中央東三丁目2番54号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、少子高齢社会における地域づくりをめざし、子どもから高齢者まで世代を超えた交流を促し、 県民、市民が希望を抱き、すこやかに生き、やすらぎをもてる地域社会を創造するために種々の事業を企画運 営する。また、地域活動グループへの支援や、地域づくりに関わっている団体相互のネットワーク化を推進し ながら、住民参加型のまちづくりや次世代を担う子どもたちへの育成支援、高齢者が健康で長生きするため に、健康づくり・生きがいづくりの支援事業を実践する。

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定 款の変更の認証について申請があった。

平成29年8月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 申請のあった年月日

平成29年7月6日

- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された 目的
 - (1) 名 称

特定非営利活動法人市民セクター愛のまちづくり班

(2) 代表者の氏名

兵庫 等

(3) 主たる事務所の所在地

米沢市丸の内二丁目3番3号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、地域に住む認知症で悩む人やその家族に対する相談・支援を行うこと及び認知症ケアに関する

研修の機会を設けること並びにその介護を行うための施設を運営することによって、当該地域の福祉の増進に 寄与することと、併せて中心市街地において当該事業を行うことにより、雇用の場を創出しその活性化を図る とともに、介護スタッフのスキルアップ研修及び養成事業を行い、雇用機会の拡大を図ること、さらには子育 てを支援するための活動を実施することによって、地域社会に貢献することを目的とする。

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、山形県・市町村情報セキュリティクラウド運用管理業務の調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定(以下「協定」という。)、2012年3月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定 その他の国際約束の適用を受ける。

平成29年8月1日

山形県知事 吉 村 美栄子

- 1 入札の場所及び日時
 - (1)場所 山形市松波二丁目8番1号 山形県庁eーミーティングルーム (15階)
 - (2) 日時 平成29年9月11日 (月) 午前11時
- 2 入札に付する事項
 - (1) 調達をする役務の名称及び数量 山形県・市町村情報セキュリティクラウド運用管理業務 一式
 - (2) 調達をする役務の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
 - (3) 契約期間 契約締結の日から平成34年12月31日まで
 - (4) 履行場所 仕様書による。
 - (5) 入札方法 調達をする役務が提供される平成29年10月1日から平成34年12月31日までの期間に相当する料金の総価のうち平成29年10月分から平成30年3月分までの6箇月分に相当する金額により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約期間に相当する料金の総額のうち平成29年10月分から平成30年3月分までの6箇月分に相当する金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 3 入札参加者の資格

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項各号に規定する者に該当しないこと。
- (2) 平成29年度山形県物品等及び特定役務の調達に係る競争入札の参加者の資格等に関する公告(平成29年2月 17日付け県公報第2821号)により公示された資格を有すること。
- (3) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 次のいずれにも該当しないこと(地方自治法施行令第167条の4第1項第3号に規定する者に該当する者を除く。)。
 - イ 役員等(入札参加者が個人である場合にはその者を、入札参加者が法人である場合にはその役員又はその 支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に 関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者(以下「暴力団員等」という。)であること。
 - ロ 暴力団 (暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同 じ。) 又は暴力団員等が経営に実質的に関与していること。
 - ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等していること。
 - 二 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的 に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していること。
 - ホ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していること。
- 4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する部局等 山形市松波二丁目8番1号 山形県企画振興部情報政策課電子県庁・基幹ネット担当 電話番号023(630)2091
- 5 入札保証金及び契約保証金
 - (1) 入札保証金 免除する。

- (2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、山形県財務規則(昭和39年3月県規則第9号。以下「規則」という。)第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。
- 6 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。

7 落札者の決定の方法

規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札(有効な入札に限る。)をした者を落札者とする。

- 8 契約の手続において使用する言語及び通貨
 - 日本語及び日本国通貨
- 9 その他
 - (1) この公告による入札に参加を希望する者は、競争入札参加資格者名簿に登載されている者にあっては一般競争入札参加資格確認申請書を、競争入札参加資格者名簿に登載されていない者にあっては競争入札参加資格審査申請書提出書及び競争入札参加資格審査申請書を平成29年8月28日(月)午後3時までに山形県企画振興部情報政策課電子県庁・基幹ネット担当に提出するとともに、併せて2の(1)の役務の仕様に適合するものとして作成した応札に係る役務の仕様書(以下「応札役務仕様書」という。)及び競争入札に係る応札役務仕様書等審査申請書を提出すること。
 - (2) (1)により提出された応札役務仕様書については、2の(1)の役務の仕様に適合しているかどうかを審査し、 審査の結果適合しないと認められた場合は、当該応札役務仕様書を提出した者は、この入札に参加することが できない。
 - (3) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定め、個人情報の保護に関する定め、再委託の禁止に関する定め並びにこの契約に係る次年度以降の歳入歳出予算が成立しない場合の契約解除に関する定めを設けるものとする。
 - (4) この入札及び契約は、県の都合により調達手続の停止等があり得る。
 - (5) 詳細については入札説明書による。
- 10 Summary
 - (1) Nature and quantity of the services to be required: Operation management services for the Yamagata prefectural and municipal information security cloud, 1 set
 - (2) Time-limit for tender: 11:00A.M. September 11, 2017
 - (3) Contact point for the notice: Information Policy Division, Planning and Development Department, Yamagata Prefectural Government, 8-1 Matsunami 2-chome, Yamagata-shi, Yamagata-ken 990-8570 Japan TEL023 (630) 2091

採石法 (昭和25年法律第291号) 第32条の13第1項の規定により、平成29年度採石業務管理者試験を次のとおり 実施する。

平成29年8月1日

山形県知事 吉 村 美栄子

- 1 試験の日時及び場所
 - (1) 日時 平成29年10月13日 (金) 午前10時から正午まで
 - (2)場所 山形県建設会館 3階 中会議室No. 1 山形市あさひ町18番25号
- 2 受験手続

受験願書を平成29年9月4日(月)から同月15日(金)までの間に山形市松波二丁目8番1号商工労働部産業政策課に提出すること(郵送による提出の場合は、同月15日(金)までの消印のあるものに限り受け付ける。)。

3 その他

詳細については、商工労働部産業政策課鉱政・計量担当(電話023(630)2361)に問い合わせること。

農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第18条第1項の規定により、農地中間管理機構から次のとおり農用地利用配分計画の認可の申請があった。

なお、当該農用地利用配分計画は、農林水産部農村計画課及び各総合支庁産業経済部農村計画課において平成29 年8月15日まで縦覧に供する。

平成29年8月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける 土地の所在する市町村	賃借権の設定等を受ける 者の数	賃借権の設定等を受ける土地
寒河江市	2者	寒河江市大字西根字下堰581番5ほか6筆

2 申請年月日

平成29年7月18日

3 その他

この公告に係る農用地利用配分計画の利害関係人は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成29年8月15日までに知事に提出することができる。

- (1) 意見書を提出する者の氏名及び住所(法人その他の団体にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地)
- (2) 意見

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、仮想化基盤サーバ・基幹業務システムの構築 委託業務並びに付帯するサーバ等の賃貸借及び保守サービスの調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定(以下「協定」という。)、2012年3月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定その他の国際約束の適用を受ける。

平成29年8月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 入札の場所及び日時
 - (1) 場所 山形市松波二丁目8番1号 山形県警察本部101会議室(1階)
 - (2) 日時 平成29年9月13日(水) 午前11時
- 2 入札に付する事項
 - (1) 調達をする物品等及び特定役務の名称及び数量
 - イ 仮想化基盤サーバ・基幹業務システムの構築委託業務 一式
 - ロ サーバ等の賃貸借及び保守サービス 一式
 - (2) 調達をする物品等及び特定役務の仕様等 仕様書による。
 - (3) 契約期間(履行期限) (1)のイについては履行期限を平成29年12月31日まで、(1)の口については契約期間を平成30年1月1日から平成34年12月31日までとする。
 - (4) 納入期限及び納入場所 仕様書による。
 - (5) 入札方法 (1)のイについては総価により、(1)の口については(3)の契約期間に掲げる期間に相当する料金の総価のうち3箇月分に相当する金額により一括して行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、(1)のイについては見積もった契約金額の108分の100に相当する金額、(1)の口については見積もった契約期間に相当する料金の総額のうち3箇月分に相当する金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 3 入札参加者の資格

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項各号に規定する者に該当しないこと。
- (2) 平成29年度山形県物品等及び特定役務の調達に係る競争入札の参加者の資格等に関する公告(平成29年2月

17日付け県公報第2821号)により公示された資格を有すること。

- (3) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 次のいずれにも該当しないこと(地方自治法施行令第167条の4第1項第3号に規定する者に該当する者を 除く。)。
 - イ 役員等(入札参加者が個人である場合にはその者を、入札参加者が法人である場合にはその役員又はその 支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に 関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者(以下「暴力団員等」という。)であること。
 - ロ 暴力団 (暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同 じ。) 又は暴力団員等が経営に実質的に関与していること。
 - ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等していること。
 - 二 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的 に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していること。
 - ホ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していること。
- (5) 2の(1)のイの特定役務に係る業務を営んでいない者は、2の(1)の口の物品調達及び特定役務に係る業務を 営んでいること並びに落札した場合において2の(1)のイの特定役務を適正に履行することができることを証 明できること。
- (6) 2の(1)の口の物品調達及び特定役務に係る業務を営んでいない者は、2の(1)のイの特定役務に係る業務を 営んでいること並びに落札した場合において2の(1)の口の物品調達及び特定役務を適正に履行することがで きることを証明できること。
- (7) この公告による他の入札参加者に係る入札において、2の(1)のイの特定役務を履行する者又は2の(1)の口の物品調達及び特定役務を履行する者となっていないこと。
- (8) 2の(1)の口の調達物品に関し、迅速なアフターサービス及びメンテナンスを行う体制が整備できること。
- 4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所等並びに契約に関する事務を担当する部局等
 - (1) 契約条項を示す場所及び契約に関する事務を担当する部局等 山形市松波二丁目8番1号 山形県警察本部警務部情報管理課開発運用係 電話番号023(626)0110
 - (2) 入札説明書の交付場所等 山形県警察本部警務部情報管理課開発運用係で交付するほか、山形県のホームページ (http://www.pref.yamagata.jp/) からもダウンロードできる。
 - (3) 仕様書の交付場所 仕様書交付申請書を提出した者に対し、山形県警察本部警務部情報管理課開発運用係で 交付する。
- 5 入札保証金及び契約保証金
 - (1) 入札保証金 免除する。
 - (2) 契約保証金 契約金額 (2の(1)の口にあっては契約期間の総額) の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、山形県財務規則(昭和39年3月県規則第9号。以下「規則」という。)第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。
- 6 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。

7 落札者の決定の方法

規則第120条第1項の規定により作成された2の(1)のイ及びロの予定価格の範囲内であって、かつ、2の(1)のイの入札価格(ただし、構築業務の提携により入札に参加する者の入札にあってはイの確約書に記入された金額(以下「構築業務確約価格」という。))が9の(4)の山形県低入札価格調査制度実施要綱第3条による調査基準価格以上であって、かつ、2の(1)のイの入札価格(ただし、構築業務の提携により入札に参加する者の入札にあっては構築業務確約価格)及びロの入札価格(ただし、賃貸借業務の提携により入札に参加する者の入札にあってはロの確約書に記入された金額)の60箇月分に相当する価格の合計額が最低となる価格をもって入札(有効な入札に限る。)を行った者を落札者とする。

- 8 契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- 9 その他

- (1) この公告による入札に参加を希望する者は、規則第125条第5項の競争入札参加資格者名簿(様式第104号によるものに限る。以下「競争入札参加資格者名簿」という。)に登載されている者にあっては一般競争入札参加資格確認申請書を平成29年8月16日(水)午後4時までに、競争入札参加資格審査申請書を平成29年8月7日(月)午後4時までに山形県警察本部警務部情報管理課開発運用係に提出するとともに、併せて2の(1)の物品等及び特定役務の仕様に適合するものとして作成した応札に係る物品等及び特定役務の仕様書(以下「応札物品仕様書」という。)、3の(8)に係る事項を証明する書類(以下「証明書」という。)及び競争入札に係る応札物品仕様書等審査申請書を提出すること。
- (2) 応札物品仕様書及び証明書を提出した者は、入札日の前日までに当該応札物品仕様書及び証明書に関し説明 又は協議を求められた場合は、それに応じるものとする。
- (3) (1)により提出された応札物品仕様書及び証明書については、2の(1)の口の物品等の仕様に適合しているかどうかを審査し、審査の結果適合しないと認められた場合は、当該応札物品仕様書及び証明書を提出した者は、この入札に参加することができない。
- (4) 2の(1)のイの入札については、山形県低入札価格調査制度実施要綱の規定による低入札価格調査制度を適用する。
- (5) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定め、再委託の禁止に関する定め、個人情報の保護に関する定め、及び2の(1)のロの契約書にあってはこの契約に係る次年度以降の歳入歳出予算が成立しない場合の契約解除に関する定めを設けるものとする。
- (6) この入札及び契約は、県の都合により調達手続の停止等があり得る。
- (7) 詳細については入札説明書による。

10 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be procured: Entrustment of Construction of a virtual infrastructure server and backbone system: 1 unit Lease and maintenance service of the above mentioned server and backbone system: 1 unit
- (2) Time-limit for tender: 11:00 A.M. September 13, 2017
- (3) Contact point for the notice: Information Management Section, Police Administration Division, Yamagata Prefectural Police Headquarters, 8-1 Matsunami 2-chome, Yamagata-shi, Yamagata-ken 990-8577 Japan TEL023 (626) 0110

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

なお、この落札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定(以下「協定」という。)、2012年3月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定その他の国際約束の適用を受ける。

平成29年8月1日

- 1 落札に係る物品等及び特定役務の名称及び数量 免許台帳ファイリング県間通信装置の賃貸借及び保守サービス 一式
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地 山形県警察本部交通部運転免許課企画・管理係 天童市大字高擶1300番 電話番号023(655)2150
- 3 落札者を決定した日 平成29年7月4日
- 4 落札者の名称及び所在地
 - NECキャピタルソリューション株式会社山形営業所 山形市十日町二丁目4番19号
- 5 落札金額 3,926,880円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項の規定による公告を行った日 平成29年5月19 日

